

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームきはだの郷入所基準

1. 目的

この基準は、特別養護老人ホームきはだの郷「指定介護老人福祉施設」の入所に関する基準を明記することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、入所を円滑にすることを目的とする。

2. 入所の対象となる者

入所の対象となる者は、要介護度3～5と認定された者の内、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。その他、要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当する者とする。

(特例入所の要件)に該当することの判断に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる事。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる事。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である事。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である事。

3. 入所の申し込み

(1) 申込方法

入所希望者及び家族等は、原則として担当の介護支援専門員を通じて入所申込書の提出をする。

(特例入所の申込)

要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下の取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村との間で情報の共有等を行う。

- ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営む事が困難な事についてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込にあたって求める。(別紙 施設入居が必要な理由書)
- ② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うと共に、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。

(2) 施設の説明及び入所順位の説明

入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めると共に、入所順位の決定方法について説明を行うこと。

(3) 受付簿の管理

申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載し管理する。又、辞退や削除等の事由が生じた場合にはその内容を記録しなければならない。

4. 入所決定の手續

入所検討委員会の合議制により、入所決定を行う。

「特列入所申込者」については、別紙「特列入所の手順」に従い運用を行う。

5. 入所検討委員会

- ① 入所申込者の入所等について協議及び決定するため、きはだの郷入所検討委員会（以下「委員会」という。）を施設に置く。
- ② 入所検討委員会は、次に掲げる職にある者により構成する。
施設長、副施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、ケアマネージャー等で構成する。委員会には、第三者委員として所在地市町村の担当課職員を加える。あわせて当該福祉法人の評議員、苦情解決に関する外部委員なども加えることが望ましい。
- ③ 委員会は、施設長が招集し、原則として半年に1回程度で開催する。
- ④ 委員会は、審議内容を議事録にまとめ、保管しなければならない。

6. 入所の評価規準

(1) 入所順位の基準

次の項目に付いて、それぞれ別表により点数化し、合計点数が高い順に優先順位を決定する。ただし、合計点数が同じ場合には、年齢の高い順に優先順位を決定する。

- ① 要介護度、日常生活自立度
- ② 居宅サービスの利用状況
- ③ 介護者の状況(家族の構成状況)
- ④ 特記事項

認知症状による顕著な問題行動、医療的処置の状況、住居状況、介護保険サービスの利用状況、入所待機期間等において、特に入所を考慮すべき状況変化が発生した場合には、委員会はその状況を勘案して判断をする。

(2) 施設の状況による入所者決定調整

施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次の項目などを勘案して入所者の決定を調整する。

- ① 性別
ユニット内での男女比等を勘案し、性別により入所者を調整する。
- ② 地域性
地域や家庭との結びつきを重視した運営を図るため、木津川市もしくは近隣市町村に居住している入所希望者または家族等が居住している者を優先する。
- ③ 重度認知症等の状況
集団生活であり、重度認知症等で他者への迷惑行為の影響が懸念される場合、入所者の決定を調整する事がある。

(3) 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することが出来る。

- ① 長期入院後に再入所する場合
入所者が入院治療の必要が生じ病院に入院し、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後に円滑に入所できる様に計画的にベッドを確保すると共に、入院3ヶ月を超えた場合についても、在宅生活が困難と認められるなど状況に応じて再入所を優先することとする。

② 緊急性等が認められる場合

市町村から、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規程による措置入所依頼があった場合、又は事故や災害の発生等の事情により、入所希望者の生命、身体の安全確保の観点から「きはだの郷」への入所が必要と判断した場合には優先して入所させることができるものとする。

7. 入所辞退者の取り扱い

入所の意志を確認したにもかかわらず、申し込み者の都合により一時辞退があった場合には、施設の判断により、その辞退理由を勘案して入所順位を 5 つ繰り下げることとする。

繰り下げ後、再度辞退があったときは、受理簿からいったん削除するものとし再度、次回の入所検討委員会の開催を待つ。ただし、入院その他やむを得ない理由により、一時辞退するときはこの限りでない。

8. 待機者への配慮

きはだの郷への申込待機者については、入所申込者の担当の介護支援専門員と施設の相談員とで連絡を取り合い日々変化する入所待機者の心身の状況把握に勤め、情報の記録を保持する。

附則

この基準は平成 15 年 9 月 1 日から適用をする。

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から適用をする。

この基準は平成 30 年 4 月 16 日から適用をする。

【特例入所の手順】

施設

市

